

旧東京北部小包集中局跡地活用に関する地元住民との協議会の設立についての陳情

陳情の主旨

旧東京北部小包集中局跡地（以下「集中局跡地」という）について、台東区と地元7町会と結んだ5年間の暫定活用の覚書について終了期限が迫ってきております。（平成28年3月迄）

しかしながら、覚書にある台東区と地元住民との協議は、未だ実施されておらず、本当に地元活性化に資するような活用があるのか、なし崩し的に観光バス駐車場として継続されるのではないかと、地域住民の不安に大きなものがあります。

今年8月に、台東区では大規模区有地の活用案を民間事業者から公募しましたが、集中局跡地については、現状の清掃車庫と防災備蓄倉庫、また暫定活用である自転車保管所と観光バス駐車場の利用を前提として、民間事業者が民間施設を整備・運営する案による公募となっており、地元住民の要望が盛り込まれておらず、現在の暫定活用を継続することを前提とするものとなっております。

地元の北部地域は、従来、観光バス駐車場の存在により、観光バスの通行、路上駐車による多大な迷惑を受けてきた地域であり、北部地域での観光バスの問題、特に通行に伴う交通安全の危険度や騒音、排気ガス等健康にも影響する重大な問題となっており、現在も、路上駐車は横行は甚だしいものがあります。

現在、観光バス駐車場は、集中局跡地と今戸観光バス駐車場に存するのみとなっており（但し、別途この1年間の利用として、山谷掘入口と蔵前の臨時駐車場があります）迷惑の度合いが非常に高くなっております。

そして、昨年10月浅草北部まちづくり協議会にて、地元清川地区連合会22町会に対しアンケート（浅草北部旧小包集中局跡地活用、観光バス調査アンケート報告）を実施した結果では、地域住民には路上駐車が大きな問題であり、集中局跡地活用について、台東区からの説明並びに地元との協議の場を求める声が大きくあるものです。

ついては、集中局跡地活用について、区長と地元7町会長との覚書の通り、アンケートの集計結果を鑑み、既に暫定利用期間の大半を過ぎていることから、早急にこれら地域の住民との協議の場（台東区と地元住民による協議会）を設けるようお願いするものです。

平成26年9月1日

台東区議会議長

和泉浩司 殿